

第 313 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 3 年 2 月 24 日(水)13:00～13:16

場 所：経済産業省 別館 1 階 103－105 会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　ただいまから第313回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりです。議題に入る前に議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第 1 部につきましては、公開の案件ではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められているという状況に鑑みまして、傍聴者を受け付けないということとし、インターネットで同時中継を行ってございます。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載をする。その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという取扱いにしたいと考えてございます。念のため、御確認のほどよろしくお願いします。

○八田委員長　今説明がありましたように、第 2 部として議事次第に記載されている議題については非公開での開催としたいと思いますが、異存ありますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、今お話があったとおりにさせていただきます。

最初、議題 1 は「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、これは恒藤課長からお願いいたします。

○恒藤総務課長　総務課の恒藤でございます。

資料 3 を御覧ください。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」でございます。内容を一言で申し上げますと、既に認可されている特例をさらに 1 か月延長するという内容でございます。これまでとほぼ同じ内容でございますが、ざっと説明をいたします。

5 行目からでございますが、以下の申請者から18日及び19日付で大臣宛てに、通常の約

款により難い特別の事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがあったところでございます。申請者は11行目以下に記載されているとおりで、前回と同じでございます。

1枚飛んで48行目でございますが、申請の概要は前回までと同じでございます。76行目からその内容を記載してございます。

前回認可したもののからの変更点は86行目以降に書いてございます。①としまして、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、昨年11月から本年2月の検針分についてはさらに1か月延長する。ただ、去年3月から10月の分については既に5か月延長しているところ、それは延長しないということでございます。そして②、新たに本年3月分の検針分についても支払期限を1か月延長する。この2点でございます。

それから97行目からはガスでございます。ほぼ同じ内容となつてございまして、前回1月に認可したもののからの変更点は108行目に書いてございますが、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、昨年11月から本年2月の検針分についてさらに1か月延長する。ただし、昨年10月までの分については既に5か月延長しているところ、それはもう延長はしない。そして②でございますが、新たに3月検針分について支払期限は1か月延長する。こういう内容でございます。

129行目からでございます。大臣への回答でございますが、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと事務局としては考えてございます。

したがいまして、資料3—2のとおり委員会として本申請を認可等することについて異存がない旨、回答することとしたいと考えてございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について各委員から何か御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

(質問、意見：なし)

今事務局から説明があったとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり意見回答することといたします。

次に、議題 2 です。「一般送配電事業者の2019年度収支状況等の事後評価について」です。仙田室長から御説明をお願いいたします。

○仙田NW事業制度企画室長

資料 4－1 を御覧ください。一般送配電事業者の2019年度収支状況等の事後評価の進め方を御審議いただくものです。

1. に趣旨がございます。資料 4－3 におつけしていますが、経産大臣から本委員会宛てに意見の求めがございました。これを受けて、料金制度専門会合において事後評価を実施するというものです。

具体的には、2. のところに「本年度の進め方（案）」というのがございますが、①にありますとおり、法令に基づく事後評価、②にありますとおり、事業者ヒアリングによる追加的な分析・評価を行うということでございます。

事業者ヒアリングにつきましては、昨年度の項目に加えまして、送配電 4 社のヒアリングの中で、レベニューキャップにおける設定目標に対する取組なども聴取いたしまして、2023年度より導入するレベニューキャップ制度の設計・運用の参考とすることとしたいと思います。また、関西電力送配電は工事の発注・契約手続等の適切性・透明性を確保するための取組を実施しているところ、こうした手続の審査を委託している関西電力調達等審査委員会から、その活動状況について聴取することとしたいと考えております。

スケジュールにつきましては、2 ページ目に「3. スケジュール」と記載しております。3 月上旬に料金制度専門会合で御審議いただいた上で、3 月中旬に法令に基づく事後評価の結果をこの委員会に御報告して経産大臣への回答を行う。3 月下旬に料金制度専門会合の審議結果を取りまとめ、この委員会に御報告する、という段取りを予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について各委員から何か質問、意見ございますでしょうか。

（質問、意見：なし）

では、事務局から説明があったとおり、今後、料金制度専門会合において一般送配電事業者の収支状況等の事後評価を行うことにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、そのように進めさせていただきます。

次に、議題３です。「日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について」です。黒田室長から説明をお願いします。

○黒田取引制度企画室長　それでは、資料５に基づいて御説明いたします。

J E P Xの業務規程変更認可申請についてということでございまして、趣旨でございませけれども、今般の市場価格高騰を受けまして市場参加者からスポット市場の需給曲線の公開に関する要望が多く寄せられたところ、日本卸電力取引所において検討を行い、今後日本卸電力取引所においてスポット市場の需給曲線（入札カーブ）を継続的に公開することが決定されました。ついては、この需給曲線の公開について規程上明確に位置づけるため、業務規程変更認可申請について御審議をいただきたいところでございます。

資料ですけれども、横紙の２ポツでございしますが、今般のスポット市場の価格高騰を踏まえまして、入札の判断材料としての需給曲線の公開の要望が多く寄せられていた。このため、監視等委員会で１月２２日より平日朝夕それぞれで最高価格をつけたコマにおけるJ E P Xの需給曲線を、一定の加工を施した上で継続的な公開を開始してございます。

この点につきまして２月５日の制度設計専門会合で情報公開について議論をいただいたところ、この需給曲線の公開は非常に有益な情報であって、J E P Xで継続的に公開すべきであるといった意見が大勢を占めました。

これに基づきまして日本卸電力取引所において検討を行い、２月１８日の理事会で継続的な公開を決定し、これを規程上明確に位置づける観点から変更を実施するというもので、１８日付でJ E P Xから認可申請が行われ、１９日付で経産大臣から電取委への意見聴取が行われているという状況でございます。

次のページでございませけれども、今後J E P Xが公開する需給曲線でございますが、本年２月２７日以降、土日を含めて毎日全４８コマ分のシステムプライスについて、以下のような需給曲線を原則取引当日中に公開するといったことを想定してございます。

審査基準への適合性についてということでございませけれども、今般の取引規程の改正は、日本卸電力取引所における需給曲線の公開を規程上明確に位置づけるという観点から情報開示内容について見直しを行うものであって、こちらは電事法の施行規則に規定される業務規程の認可基準である卸電力取引所の「取引を適正かつ確実に実施するうえで適当であるもの」に該当すると考えられるため、経産大臣からの意見照会について問題ない旨回答することとしたいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。私から質問ですけれども、需要曲線は画像でデータを公表するのでしょうか。それともデータも出すのでしょうか。

○黒田取引制度企画室長　　今聞いてございますのは、画像で需給曲線がどうなっているかというものを出すというように。

○八田委員長　　もしデータが出るとありがたいと思うのです。というのは、今まで取引所の需要供給に関する計量経済学的な分析は、諸外国ではなされているのに、日本では余りなされてきませんでした。この理由は、データがなかったのです。これがきちんと出てくると需要側に及ぼす需要曲線をシフトさせる要因や、供給側にシフトさせる要因がどんなものかというようなことを、膨大なデータを使って分析できるようになります。日本で電力関係の経済学をやる人が少ないですけれども、経済学者がそっちの分野へ入ってくれるきっかけにもなると思います。今要請されているのは画像だけかもしれませんが、できたらデータも出るようにしていただければ使い勝手はまるっきり違うと思うのです。ちょっとそここのところも留意していただければと思います。。

○稲垣委員　　制度設計専門会合のときには、明示のテーマとして公開の方法。例えばデータとかグラフでとか、方法については具体的な議論はなかったように記憶しています。しかし、結論においては関係者の要望。具体的に取引の際のリスク判断をしたいとか、そういうことがあったので特別に具体的な障害がない以上は、やはりニーズに応えるために公表するわけですから、そこでの議論はニーズに応えるに足る情報の提供ということなので、勝手にイメージでいいとかグラフだけだとか、そのように解釈すべきではないと思うので、私としても、今この場での意見ですけれども、やはりデータは当時議論された具体的なニーズを踏まえたものにすべきだと思います。

○八田委員長　　ありがとうございます。1つ、電力に関する研究が飛躍的に進むということがありますけれども、もう1つ、別なことは、そもそも経済全体の市場で需要曲線と供給曲線がきちっと最初から出ているなんてほとんどないのですよね。みんな均衡点の価格と数量だけからいろいろ類推する方法を編み出して、アバウトなことをやっているわけですが、これが出ると、経済学一般の研究者たちにも関心と呼ぶと思いますので、ぜひデータでできるようにお願いしたいと思います。

○黒田取引制度企画室長　　分かりました。2月27日には、取りあえずこの方法でということでしたので進めつつ、今後の課題としてまさにこういった御指摘があったことも踏ま

えて、引き続き検討していただくということで我々もフォローをしていきたいと思っております。

○八田委員長　　よろしくお願いします。

あとほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として大臣に意見回答するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することにしたしたいと思います。

第１部として予定していた議題は以上ですけれども、何かほかにありますか。——ないので、では第１部をこれをもちまして終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——